

公共無線システム委員会 運営方針

1 調査事項

公共無線システム委員会（以下「委員会」という。）は、「公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件（諮問第2028号）」について、調査を行う。

2 委員会の運営

- (1) 主査は、委員会を主宰する。
- (2) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する専門委員がこれに当たる。
- (3) 主査代理は、主査不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 委員会は、主査が招集する。
- (5) 主査は、委員会を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主査は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (7) 主査は、委員会の運営を促進させるため、必要と認める者から構成される作業班を設置することができる。
- (8) 作業班の主任は、主査が指名する。
- (9) その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部基幹通信課が行う。